

雲仙市特産品販売促進 事業補助金のご案内

～展示会への出展や、商品のデザイン改良にかかる経費等を国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し、補助します～

※予算がなくなり次第、受付を終了いたします。

1. 補助対象となる「事業者」

○特産品を生産・製造する市内事業者

2. 補助対象となる「特産品」

○市内で生産・収穫された農林水産物（畜産物を含む。）

○市内で製品の原材料の主要な部分が生産されたもの

○市内において製造又は加工の主要な工程が行われ、付加価値の過半が生じているもの（主要な原材料が市外産であるものを含む。）

3. 支援事業

①特産品販売促進事業（展示会等への出展）

～特産品の販売及びPRを行うための展示会等への参加を支援します～

○補助率：対象経費の3分の2以内

○補助上限：20万円（同一年度内1回まで）

○対象経費：交通費、宿泊費（上限あり）、什器等借上料、人件費（上限あり）、出展料など

②デザイン及び商品改良事業

～自社商品のパッケージデザインの改良等を支援します～

○補助率：対象経費の3分の2以内

○補助上限：40万円（同一年度内1回まで）

○対象経費：パッケージ設計・デザインに要する経費、講師謝金、外部研修受講料、コンサルタント料、それに伴う旅費など
※商品改良等に伴う経費が対象となります